

# 日青協ニュース

## NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸出入安全推進協会

東京都大田区東海 3 丁目 8-2

TSKビル 3 階

電話 03(6412)9977

No.849

平成 28 年 5 月 20 日

内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。

<http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

## 植物防疫法施行規則の改正について

5 月 24 日の官報に改正内容が公示されています。

<http://kanpou.npb.go.jp/20160524/20160524g00113/20160524g001130000f.html>

青果物の関係では次のとおりチチュウカイミバエのため輸入できなかったウリ科(メロン、スイカ、きゅうり等)の生果実が輸入できることとなります。(詳細は別紙4のとおり)

### 3. 輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直し

#### 対象地域及び植物の見直し

##### ・チチュウカイミバエ

【地域追加】 ロシア

【地域削除】 英国

【植物修正】ウリ科植物 ➡ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、にがうり

##### ・アリモドキゾウムシ

【地域追加】 パキスタン、モルディブ

【地域修正】 中南米 ➡ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ペリズ、メキシコ

【植物追加】おおばはまあさがお

##### ・火傷病菌

【地域追加】 ウクライナ、エストニア、カザフスタン、キルギス、フィンランド、ラトビア、ロシア、チュニジア

【植物追加】しじみばな、ロサ・カニナ

輸入の禁止の対象  
(規則第9条及び別表2関係)

(別紙4)

1. 規則別表2について、次のとおり改正する（下線部が追加箇所、取消線が削除箇所）。

地域	植物	検疫有害動植物	改正の理由
<p>1. イエメン、イスラエル、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリア、<del>英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）</del> <del>以下この表において同じ</del> <del>）</del>、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コンゴ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、<u>ロシア</u>、アフリカ、パミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国、</p>	<p>アキー、アボカド（付表第60に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、<u>にがうり</u>、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第41に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、ココロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、</p>	<p><i>Ceratitidis capitata</i> (チチュウカイミバエ)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加並びに発生していないことが確認された地域及び寄主植物とならないことが確認された植物を削除。</p>

<p>及びプエルトリコを除く。)、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ポリビア、ホンジュラス、オーストラリア(タスマニアを除く。)、ハワイ諸島</p>	<p>なつめ属植物、にんめんし属植物、バショウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く。)、パパイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ぱんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第3、第54及び第59に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第2、第36、第43、第51及び第53に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、<u>うり科植物</u>(付表第3及び第42に掲げるものを除く。)、さぼてん科植物(付表第35に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第3及び第42に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第3及び第31に掲げるものを除く。)及びみかん科植物(付表第4から第8まで、第39、第45及び第56に掲げるものを除く。)の生果実</p>
--	--